

事務連絡  
令和5年10月2日

建設業者団体 各位

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課

女性建設労働者のための作業員施設の整備促進に向けた  
建設関係助成金の周知について(依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、建設業においては、女性労働者の活躍・定着のさらなる推進にあたり、建設業で働く全ての女性が働き続けられること、女性が建設業への入職を選択できることに資する就労環境整備が課題となっています。

このため、厚生労働省において、女性の入職促進を図るため、「人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置女性コース(建設分野)」において、中小元方建設事業主が施工管理する工事現場で作業等を行う女性建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業について、経費の一部助成を行っているところであり、今般、本助成金のさらなる活用促進について、厚生労働省から周知方依頼がありましたので、別添1のとおり、周知用リーフレットを送付します。貴団体傘下の建設事業主団体に対して周知をしていただくとともに、女性専用作業員施設の整備においては、本助成金の活用をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、本助成制度の申請に必要な様式については、厚生労働省において別添2のとおり記載例を作成しHPに掲載しておりますので、周知の際は併せてご活用をお願いします。

(様式記載例の掲載HP)

・建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード(令和5年度)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00013.html)

・人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)女性専用作業員施設設置経費助成様式記載例

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/ken-setsu-kouwan/index\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/ken-setsu-kouwan/index_00006.html)

〈助成金に関するお問い合わせ先〉  
厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課建設・港湾対策室  
建設労働係  
TEL 03-5253-1111(内線 5804)